

2016 年度以降の補正予算の総会への議案上程について

前回第 57 回総会(2015 年 12 月 11 日開催)において議長である後藤理事長より「来年度以降の補正予算の扱いについて今後検討していく」ことが説明されました。その後の検討の結果として、第 111 回理事会(2016 年 2 月 10 日開催)において、

“2016 年度より、補正予算の総会への議案上程は必要に応じて行うこととする”

ことが出席理事全員の賛成をもって決議されました。

○ 見直しの理由

- ・ここ数年の実績から、決算は期首予算の範囲内で推移しており、安定的な状況となっています。また事業はほぼ計画通りに遂行できています
 - ・補正の段階においても、決算時の影響が大きいにも係わらず未確定のために補正できない科目(株式配当の収益、特定資産の債券の評価損益等)があり、また補正できる科目及び金額は経常損益でも限定的です。従って、補正予算を総会へ議案として上程する意味合いは高くないものと考えられます。
- また、補正予算の総会への議案上程は、法令および定款上でも必須の義務ではありません(別紙参照)。

○ 今後の補正予算に関する対応

補正予算に関しては、理事長が状況等を判断し、必要な場合に補正予算の作成と総会への議案上程を行うこととします。補正予算の作成を必要と判断する場合は以下のような事例を想定しています。

- ・事業計画の大幅な変更があった場合
- ・法人の運営や事業計画に基づいた事業の実施が、損なわれるような損益の変動があった場合
- ・期首予算を大幅に超える、新たな設備投資が行われる場合
- ・その他、理事長が補正予算の作成が必要と判断した場合

補正予算に限らず、定款若しくは理事会が総会に付議すべき事項とした議案があれば、12 月に限定することなく、必要に応じて総会は開催します。

○ 補足

毎年度 12 月に行っていた総会が見送られると、会員のみなさまとの直接の対話や交流の機会が減ってしまうという懸念がありますが、今後新たに会員のみなさまと直接のコミュニケーションが図れるような施策(イベント等)を検討し、対応したいと考えています。会員の皆様からのご意見等あれば是非ご連絡下さい。

連絡先：JPNIC 事務局会員担当 TEL：03-5297-2311 mail：member@nic.ad.jp

以上

別紙

法令と定款

法令において一般社団法人に予算作成の定めはありませんが、JPNIC では定款により収支予算の作成を規定しています。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）

（計算書類等の作成及び保存）

第百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款（2013年4月1日）

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び総会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。